

一般社団法人防衛施設学会細則

平成28年3月1日制定

一般社団法人防衛施設学会（以下「学会」という。）の運営に関しては、一般社団法人防衛施設学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1章 会員

（入会手続き）

第1条 定款第5条に定める会員の入会の基準等は、次のとおりとする。

1 正会員の資格等

次のいずれかに該当し、理事会が適当と認める者

- (1) 防衛施設関連業務に携わってきた者
- (2) 土木、建築、設備、通信、危機管理、防災、防犯、エネルギー等の実務者及び研究者

2 入会の申込

- (1) 学会の会員に入会するときは、別紙の「一般社団法人防衛施設学会入会申込書（正会員用、法人会員及び学生会員用）」に所要の要件を記入し、理事長に提出するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき入会の申し込みがあったときは、理事会は速やかに審査等を行い入会の可否を決定し、理事長が当該申込者に通知するものとする。

（会員の待遇）

第2条 定款第9条に定める会員の待遇は、次のとおりとする。

- (1) 研究成果を学会誌その他の刊行物又は研究発表会において発表すること。
- (2) 学会が行う展示会等に出展すること。
- (3) 学会が行う研究発表会、講演会、講習会、見学等の行事に参加すること。
- (4) 学会保管の図書、その他資料を閲覧すること。
- (5) その他理事会が認める待遇。

第2章 会費

(会費)

第3条 定款第8条に定める会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の年会費 5,000 円
- (2) 法人会員の年会費 70,000 円

但し、法人会員のうち一般公益法人、一般財団法人、一般社団法人等で公益性のある法人でかつ学会との相互連携活動を行う法人は、会費を徴収しない。

- (3) 学生会員の年会費 1,000 円

2 学会は、総会の議決を経て前項以外の臨時会費及び拠出金を徴収することができる。

(会費の免除)

第4条 正会員のうち名誉会員の称号を贈られた者は、会費を免除する。

(納付)

第5条 会費は、原則として1事業年度分前納とする。

第3章 総会

(議事録)

第6条 定款第24条2項に定める議事録の署名人は、議長並びに当該総会に出席した理事及び監事の中からそれぞれ1名を選出するものとする。

第4章 役員

(理事の職務及び職務分担等)

第7条 定款第28条に定める理事の職務分担は、次のとおりとする。

- (1) 常務理事等
 - ア 理事長 1名
 - イ 副理事長 1名
 - ウ 常務理事 (総括担当) 1名
 - エ 常務理事 (事務局担当) 1名
- (2) 理事 9名以内

第5章 会務

(委員会の設置)

第 8 条 学会の会務を執行するために、次の委員会を設置する。

- (1) 調査研究委員会
 - (2) 技術評価委員会
 - (3) 出版委員会
 - (4) 企画委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 建設技術研究委託・助成等審査委員会
 - (7) 表彰選考等委員会
- 2 理事長は、会務を執行するため必要があるときは、前項の委員会以外に理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。
- 3 委員長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 4 理事長は、会務を執行するため必要があときは、理事会の承認を得て各委員会に部会を置くことができる。委員会部会に関する規程は、一般社団法人防衛施設学会運営規程（以下「運営規程」という。）に定める。

第 6 章 表彰

(防衛施設学会賞)

第 9 条 防衛施設工学又は防衛施設学会事業に関して、著しい貢献をしたものに対し、防衛施設学会賞を授与する。

(賞状)

第 10 条 前条に規定する防衛施設学会賞に該当するもの以外で、防衛施設学会の目的遂行等に関して、特に貢献したものに表彰状及び感謝状を授与する。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 11 条 定款第 43 条に定める学会の事務局の事務は、常務理事（事務局担当）が兼務し掌理する。

- 2 事務局に置く職員の任免、服務及び給与その他必要な事項については、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

第 8 章 資産及び会計

(資産の管理方法)

第 12 条 学会の資産の管理方法は、一般社団法人防衛施設学会会計規程（以下「会計規程」という。）に定める。

(決算書の作成)

第 13 条 定款 50 条で定める貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の付属明細書の書類の作成方法は、会計規程に定める。

(暫定予算)

第 14 条 やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、事前又は事後において理事会の承認を受けなければならない。

第 9 章 補則

(運営規程等)

第 15 条 この細則施行に必要な規程は、運営規程及び会計規程で定める。

(細則の変更)

第 16 条 この細則の変更は、理事会において行うものとする。

附則

- 1 細則第 1 条第 2 項に定める会員の入会手続きは、旧防衛施設学会の会員で継続して入会を希望する者は、入会のための手続きは必要ないものとする。
- 2 この細則は、学会の設立の登記の日(平成 28 年 3 月 1 日)から施行する。
- 3 この細則の一部変更は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。
- 4 この細則の一部変更は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

- 5 この細則の一部変更は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。
- 6 この細則の一部変更は、令和 3 年 6 月 26 日から施行する。
- 7 この細則の一部変更は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。
但し、第 3 条に規定する正会員及び法人会員に係る年会費は、令和 7 年度年会費から適用する。